

保育士養成課程履修規程

運営委員会

平成26年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号並びに愛知東邦大学学則（以下「学則」という。）第12条の3に基づき、保育士養成課程に関して必要な事項を定める。なお、例外事項については保育士養成課程委員会にて審議決定する。

(免許状の種類)

第2条 愛知東邦大学（以下「本学」という。）の保育士養成課程では、保育士の資格を取得することができる。

(保育士養成課程登録)

第3条 保育士養成課程を履修しようとする者は、保育士養成課程登録をしなければならない。

2 同養成課程の登録にあたっては、授業料等納付規則に定める保育士養成課程料を納入しなければならない。

3 保育士養成課程料は、いったん納入した後は返還しない。

(保育士資格取得のための所要条件)

第4条 保育士資格は、児童福祉法施行規則が規定する必要単位数を修得した者に授与される。

2 本学における必要単位数は、次のとおりとする。

(平成22年度以前入学生適用)

所要資格	本学における最低必要単位数							
	保育の本質・目的の理解に関する科目（必修）	保育の対象の理解に関する科目（必修）	保育の内容・方法の理解に関する科目（必修）	基礎技能（必修）	保育実習（必修）	総合演習（必修）	保育の本質・目的の理解に関する科目、保育の対象の理解に関する科目、保育の内容・方法の理解に関する科目、基礎技能、保育実習（選択必修）	教養科目（選択必修）
資格の種類 保育士	14	15	20	7	6	2	10	8

(平成23年度以後入学生適用)

所要資格 資格の種類	本学における最低必要単位数								
	保育の本質・目的に関する科目(必修)	保育の対象の理解に関する科目(必修)	保育の内容・方法に関する科目(必修)	保育の表現技術(必修)	保育実習(必修)	総合演習(必修)	保育の本質・目的に関する科目、保育の対象の理解に関する科目、保育の内容・方法に関する科目、保育の表現技術(選択必修)	保育実習(選択必修)	教養科目(選択必修)
保育士	14	14	26	7	12	2	6	4	9

(履修方法・条件)

第5条 保育士養成課程の授業科目及びその単位の修得方法は別に定める。

(履修手続)

第6条 保育士養成課程の授業科目の履修手続きは、全学履修規程の定めるところによる。

(保育実習資格)

第7条 平成22年度以前の入学生は、「保育実習ⅠA」「保育実習ⅠB」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」を履修するにあたっては、次の資格を必要とする。

(1) 「保育実習ⅠA」「保育実習ⅠB」については、「保育原理Ⅰ」「保育原理Ⅱ」「養護原理」「保育実習事前指導Ⅰ」の単位を全て修得した者

(2) 「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」については、上記(1)の該当科目に加えて「保育実習指導Ⅰ」「保育実習ⅠA」「保育実習ⅠB」の単位を全て修得した者

2 平成23年度及び平成24年度の入学生は、「保育実習ⅠA」「保育実習ⅠB」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」を履修するにあたっては、次の資格を必要とする。

(1) 「保育実習ⅠA」「保育実習ⅠB」については、「保育原理」「保育内容総論」「社会的養護」「保育実習事前指導ⅠA」「保育実習事前指導ⅠB」の単位を全て修得した者

(2) 「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」については、上記(1)の該当科目に加えて「保育実習指導ⅠA」「保育実習指導ⅠB」「保育実習ⅠA」「保育実習ⅠB」の単位を全て修得した者

3 平成25年度以後の入学生は、「保育実習ⅠA」「保育実習ⅠB」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」を履修するにあたっては、次の資格を必要とする。

(1) 「保育実習ⅠA」「保育実習ⅠB」については、「保育原理」「保育内容総論」「社会的養護」「保育実習事前指導ⅠA」「保育実習事前指導ⅠB」の単位を全て修得した者（「保育原理」「保育内容総論」「社会的養護」については、実習実施前年度に単位を修得したもの）

(2) 「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」については、上記（1）の該当科目に加えて「保育実習指導ⅠA」「保育実習指導ⅠB」「保育実習ⅠA」「保育実習ⅠB」の単位を全て修得した者

4 出席状況や学業成績が良好でない者、学習態度・生活面で学生として相応しくない行動のある者、及び児童に悪影響を与えるなど児童福祉施設の正常な活動を妨げるおそれのある者は、実習を認めないことがある。

（規程の準用）

第8条 保育士養成課程の履修につき、この規程に定めのない事項については、学則並びに全学履修規程を準用する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、教授会の意見を聞いて学長が行う。

附則

- 1 この規程は、平成19年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、改正（第4条2、第7条）により平成23年4月1日より施行する。
- 3 この規程は、改正（第4条、第7条）により平成25年4月1日より施行する。
- 4 この規程は、改正（第1条、第7条）により平成25年4月1日より施行する。
- 5 この規程は、改正（制定機関、第1条）により平成26年4月1日より施行する。
- 6 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更され、制定機関を運営委員会に変更し適用する。
- 7 この規程は、改正（第9条）により平成27年4月1日より施行する。